

動薬協会発 8 号
平成 29 年 4 月 5 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福井 邦 顕
(公 印 省 略)

農業技術の基本指針（平成 29 年改定）について

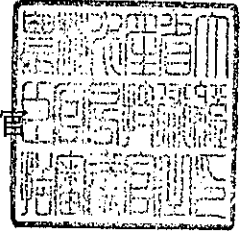
平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別紙のとおり農林水産省技術総括審議官通知（28 政第 627 号）がありましたので、お知らせします。

28政第627号
平成29年3月31日

公益社団法人日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省技術総括審議官



農業技術の基本指針（平成29年改定）について

農業技術に関連する施策の企画、立案、実施等を行う際の参考として、農政の重要課題に即した技術的対応について、農林水産省の基本的考え方及び営農類型別の特に留意すべき事項等について「農業技術の基本指針（平成29年改定）」として取りまとめたのでお知らせする。



事 務 連 絡
平成29年3月31日

関係各位

農林水産省大臣官房政策課技術政策室

農業技術の基本指針（平成29年改定）の公文送付及び
HP掲載場所について（周知）

このことについて、別添の通り公文書を送付致します。なお、本指針は以下の
ページに掲載しておりますので、併せてご連絡致します。

「農業技術の基本指針（平成29年改定）」掲載ページ
http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_kihon_sisin/sisin29.html

<担当>

農林水産省大臣官房政策課 田雑、岩本、村野
(直通) 03-3502-5524 (内線: 3094)
(FAX) 03-6744-0204
